第

4590 号



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年10月16日 火曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミコレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 非上場株式の相続税の納税猶予

 $oldsymbol{A}$:次のような流れになります。

【解説】

相続税の納税猶予制度とは、社長の後継者である相続人が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人(先代社長)から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等(一定の部分に限られます)に係る課税価格の80%に相当する相続税額が猶予されるという制度です。

この制度を受けるには、次のような手続き が必要です。

- ①相続開始前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」を受けます。
- ②相続開始後申告期限までの間に制度の要件 を満たしていることについての「経済産業 大臣の承認」を受けます。
- ③猶予期間中は、継続適用を受ける旨や会社 の経営に関する事項等を記載した「継続届 出書」を申告期限後5年間は毎年、5年経 過後は3年毎に所轄税務署に提出します。







